



全ト協発第638号(環)
平成31年3月8日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克巳



**「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等
車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)」の一部改正について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令」(平成30年国土交通省令第90号)が平成30年12月26日付で公布されたことに伴い、今般、別添のとおり、国土交通省鉄道局長及び国土交通省自動車局長連名により「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)」の一部改正について通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をよろしくお願い申し上げます。

なお、今般の取扱要領(依命通達)の一部改正概要を記した別紙を、参考添付します。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国鉄安第 87号
国自環第156号
平成31年2月28日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省鉄道局長



国土交通省自動車局長



「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）（平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号）」の一部改正について

標記について、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第90号）が公布されたことに伴い、別添新旧対照表のとおり改正したので、平成31年9月1日以降はこれにより取り扱われたい。

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」の一部を改正する新旧対照表

改正案	現 行
<p>別添 1</p> <p>放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第18条第2項（<u>同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成17年国土交通省令第60号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 規則第8条関係</p> <p>(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示<u>第4条</u>に定める標識を付すこと。</p>	<p>別添 1</p> <p>放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第18条第2項に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成17年国土交通省令第60号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 規則第8条関係</p> <p>(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示<u>第四条</u>に定める標識を付すこと。</p>

(ロ)～(ホ) (略)

(5)～(12) (略)

(13) 規則第15条の4 (告示第11条の3) 関係

(イ) 告示第11条の3第4号の「その他国土交通大臣が必要と認める事項」は、次に掲げる事項とする。

1) 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する事項(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第24条の2の8第1項の表第1号又は同表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物の運搬に従事する者に限る。)

2) その他必要と認められる事項

(ロ) 教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。

(ハ) 教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記録し、1年間保存すること。

(14) 規則第16条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者

(ニ) (略)

(15) 規則第16条の2第1項第1号関係

(イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第1号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物(以下「強化セキュリティ輸送物」という。)は非開放型の車両(バン型自動車、有がい貨物車又は有がい貨物車と同等の措置を講じた車両をいう。以下同じ。)又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物(取扱単位毎)の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

(ロ) 運搬中に積替え等のため強化セキュリティ輸送物を一

(ロ)～(ホ) (略)

(5)～(12) (略)

(13) 規則第15条の4 関係

教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。

(14) 規則第16条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射線障害防止法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者

(ニ) (略)

(新設)

時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。

(16) 規則第16条の2第1項第2号関係

(新設)

非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において強化セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。

(17) 規則第16条の2第1項第3号関係

(新設)

強化セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないように適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。

(18) 規則第16条の2第1項第4号関係

(新設)

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬責任者及び運搬実施者については、2.(19)を参照のこと。

(イ) 運搬する車両及び伴走車両がある場合には車両ごとに相互に連絡通報を行うことができること。

(ロ) 運搬中、運搬責任者が電話等により、運搬実施者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。

(ハ) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。

(ニ) 2つ以上の通信設備を設けること。

(19) 規則第16条の2第1項第5号関係

(新設)

(イ) 規則第16条の2第1項第5号に定める放射性輸送物の運搬に関する責任者（以下「運搬責任者」という。）は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

(ロ) 運搬責任者は、実際に運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）のうちから当該運搬従事者を統括する者（以下「運搬実施者」という。）を選任すること。

(ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行う

とともに、次の措置を講じさせること。

- 1) 運搬開始前に強化セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。
- 2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、強化セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。
- 3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。
- 4) (18)(ハ)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。
- 5) 駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬する場合はこの限りでない。
- 6) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。
- 7) 強化セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法（バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等）により当該輸送物の追跡管理を行うこと。ただし、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。
- 8) 強化セキュリティ輸送物を積載した車両が盗取された場合に、当該車両の現在位置を特定することができるよう適切な方法により追跡管理を行うこと。ただし、

当該盗取が発生し、又は発生するおそれがある場合に、治安当局等関係機関へ通報できるよう2人以上の運搬従事者（運搬実施者、同行する専門家及び見張人を含む。）により運搬する場合は、この限りでない。

9) 運搬実施者及び運搬従事者（同行する専門家及び見張人を含む。）に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。

(20) 規則第16条の2第1項第6号関係

(イ) 運搬責任者は見張人に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。

1) 輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。

2) 輸送中の駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合、当該車両の荷室若しくはコンテナの確認をもって代えることができる。

(ロ) 「見張人の配置と同等以上の措置」とは、監視カメラによる遠隔監視等のほか、運搬途中において計画的に駐車しない場合又は積替えを行わない場合であって、非開放型の車両又はコンテナに積載し、当該車両又はコンテナに施錠して運搬される場合をいう。

(21) 規則第16条の2第1項第7号関係

強化セキュリティ輸送物の盗取、当該輸送物の取扱いに対する妨害行為若しくは当該輸送物を運搬する車両若しくは特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為に迅速に対応するため、治安当局とあらかじめ打ち合わせを行った上で、次の事項に考慮した緊急時対応計画（規則第16条の2第1項第7号に規定する計画をいう。以下同じ。）を作成すること。

(イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

(ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な具体的な措置に関すること。

(新設)

(新設)

- (ハ) 応急措置の実施に関すること。
- (ニ) 被害拡大防止に関すること。
- (ホ) 緊急時の対応措置を確実に実施するための運搬従事者に対する教育及び訓練に関すること。
- (ハ) 核セキュリティ文化の醸成（経営責任者の関与を含む。）、品質保証及び持続可能性プログラムに関すること。
- (22) 規則第16条の2第1項第8号関係 (新設)
- 次に掲げる特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項については、当該事項の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。
- (イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項
- (ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項
- (ハ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制に関する詳細な事項
- (ニ) 見張人による監視に関する詳細な事項
- (ホ) 緊急時対応計画に関する詳細な事項
- (ハ) 強化セキュリティ輸送物の運搬に関する詳細な事項
- (23) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第1号関係 (新設)
- (イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物（以下「基礎的セキュリティ輸送物」という。）は非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物（取扱単位毎）の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。
- (ロ) 運搬中に積替え等のため基礎的セキュリティ輸送物を一時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。
- (24) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第1 (新設)

6条の2第1項第2号関係

非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において基礎的セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。

(25) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第3号関係

(新設)

基礎的セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないように適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。

(26) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第5号関係

(新設)

(イ) 運搬責任者は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

(ロ) 運搬責任者は、運搬従事者のうちから運搬実施者を選任すること。

(ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。

1) 運搬開始前に基礎的セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。

2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、基礎的セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。

3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。

4) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び

特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。

5) 基礎的セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法（バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等）により当該輸送物の追跡管理を行うこと。ただし、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。

6) 運搬実施者及び運搬従事者（同行する専門家を含む。）に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。

(27) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第8号関係

放射性輸送物の運搬経路に関する詳細な事項とは、基礎的セキュリティ輸送物の運搬経路における経路地点、区間、キロ程、路線名、所要時間等をいう。

(28) (略)

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射性同位元素等規制法第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の確認を受けること（放射性同位元素等規制法第41条の19に規定する登録運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1)・(2) (略)

4. (略)

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄

(新設)

(15) (略)

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射線障害防止法第18条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること（放射線障害防止法第41条の19に規定する登録運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1)・(2) (略)

4. (略)

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄

に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、施行規則第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等規制法第18条第2項(同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法等が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認めたもの。

(ニ) (略)

(3) (略)

(4) 変更届

積載方法承認に係る次に掲げる変更があった場合には、積載方法承認を受けた者はその旨を国土交通大臣に届け出ること。この場合において、(イ)に掲げる変更については、変更があった日から30日以内に、(ロ)及び(ハ)に掲げる変更については、あらかじめ国土交通大臣へ届け出ること。

(イ) 積載方法承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所

(ロ) 積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合(次に掲げる変更に限る。ただし、積載方法が変更前と同等である場合に限る。)

1) 車両の型式に変更がない場合

2) けん引自動車を変更した場合

3) 国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車(ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているも

に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射線障害防止法第18条第2項に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法等が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認めたもの。

(ニ) (略)

(3) (略)

(4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合(次に掲げる変更に限る。)には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

(イ) 車両の型式に変更がない場合

(ロ) けん引自動車を変更した場合

(ハ) 国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車(ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているものに限る。(以下「コンテナセミトレーラ」という))を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合。

のに限る。(以下「コンテナセミトレーラ」という。)

を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合

(ハ) 積載方法承認に係る承認容器の容器承認書番号及び容器登録番号に変更があった場合(次に掲げる変更に限る。)

- 1) 変更前の承認容器と容器型式個別番号並びに設計・仕様及び構造が同一の容器を追加するため、施行規則第18条の17に基づく容器承認の申請を行い、原子力規制委員会より同規則第18条の18に基づき新たな容器承認書の交付を受けた場合
- 2) 承認容器の使用期間を更新するため、施行規則第18条の19第1項の規定に基づく使用期間の更新申請を行い、原子力規制委員会より同条第3項に基づき、原子力規制委員会より新たに容器承認書の交付を受けた場合
- 3) 容器承認書の交付を受けた者が施行規則第18条の20第1項に基づき容器承認書の変更届出を行ったことにより、原子力規制委員会より変更の容器承認書の交付を受けた場合

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. (略)	(略)
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置(規則第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ)	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及び	

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. (略)	(略)
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置(第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ)	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及び	

その理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（規則第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ）

4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬する場合には、規則第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（規則第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

5. ～ 8. (略)

9. 運搬しようとする放射性輸送物

(1)～(5) (略)

(6)放射性輸送物に貼付する標識及び行う表示

(略)

(略)

○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B

その理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ）

4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬する場合には、第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

5. ～ 8. (略)

9. 運搬しようとする放射性輸送物

(1)～(5) (略)

(6)放射性輸送物に貼付する標識及び行う表示

(略)

(略)

○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、

<p>(7)～(11) (略)</p>	<p>「(M)」、「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また、国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(7)～(11) (略)</p>	<p>「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また、国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>(略)</p>
<p>10.～13. (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>10.～13. (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>14. 運搬実施体制 (1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被ばく管理要領（規則第18条第1項から第3</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については氏名と連絡先を、運搬実施者については氏名を、同行する専門家については氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>14. 運搬実施体制 (1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被ばく管理要領（第18条第1項から第3項ま</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については、<u>運搬の実務上の責任者</u>であって必要な際に<u>連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者（運搬従事者）の統轄者の氏名を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

<p>項までの規定に基づく承認申請のみ)</p>		<p>での規定に基づく承認申請のみ)</p>	
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>15.・16. (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>15.・16. (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>17. 特定放射性同位元素の運搬に係る措置</p>			
<p>(1) <u>放射性輸送物の種類</u></p>	<p>○ <u>(1)については、強化セキュリティ輸送物又は基礎的セキュリティ輸送物の別を記載すること。</u></p>		
<p>(2) <u>放射性輸送物の施錠、封印</u></p>	<p>○ <u>(2)については、放射性輸送物の施錠又は封印に関し記載すること。</u></p>		
<p>(3) <u>荷室又はコンテナの施錠</u></p>	<p>○ <u>(3)については、施錠方法及び鍵の管理について記載すること。</u></p>		
<p>(4) <u>車両の盗取防止</u></p>	<p>○ <u>(4)については、車両の盗取を防止するための措置を記載すること。</u></p>		
<p>(5) <u>放射性輸送物の積載方法</u></p>	<p>○ <u>(5)については、非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載する場合の措置又は措置を講じられない理由を記載すること。</u></p>		
<p>(6) <u>連絡体制（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(6)については、通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</u></p>		
<p>(7) <u>見張人の配置（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(7)については、見張人の配置状況を記載すること。</u></p>		
<p>(8) <u>緊急時対応計画（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(8)については、緊急時対応計画の概要を記載すること。</u></p>		

(9) 情報管理	○ (9)については、情報の管理方法の概要を記載すること。
18. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 2

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第 3 号様式によること。なお、申請者は、 <u>放射性同位元素等規制法第 18 条第 2 項(同法第 25 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u> の確認申請時の申請者又は同法第 18 条第 3 項の容器承認の申請者と同法第 18 条第 2 項(同法第 25 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。 また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
2.・3. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 3 (略)

17. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 2

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第 3 号様式によること。なお、申請者は、 <u>放射線障害防止法第 18 条第 2 項の確認申請時の申請者又は同法第 18 条第 3 項の容器承認の申請者と同法第 18 条第 2 項の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。</u> また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
2.・3. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 3 (略)

別表第4 (略)

第1号様式 (放射性輸送物運搬確認申請書)

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名 ④
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第2項 (同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の確認をして戴きたく申請します。

備考 (略)

第2号様式 (略)

別表第4 (略)

第1号様式 (放射性輸送物運搬確認申請書)

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名 ④
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第2項の確認をして戴きたく申請します。

備考 (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)
2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 規則第9条関係
 - (イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているもの
にあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の
側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める
標識を付すこと。
 - (ロ)～(ホ) (略)
 - (5)～(10) (略)
 - (11) 規則第14条
 - (イ) 携行する書類（電子媒体であつて、輸送中に利用可能
であるものを含む。）は、各運搬物に関する次の事項に
ついての記載を含むものであること。ただし、本邦内の
みを運搬されるものにあつては、1) から4) までの事
項及び13) の事項における英語の文字について、省略す
ることができる。
 - 1)～9) (略)
 - 10) 核分裂性物質にあつては、次の内容
 - i) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬
に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平
成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科
学技術庁告示」という。)第23条第1号から第6
号のうちのいずれかが適用されているものは当該項
目への言及
 - ii)～iv) (略)
 - (12)・(13) (略)
 - (14) 規則第17条第2項関係

第3号様式 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)
2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 規則第9条関係
 - (イ) 開放型のコンテナであつて側方が開放されているもの
にあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の
側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める
標識を付すこと。
 - (ロ)～(ホ) (略)
 - (5)～(10) (略)
 - (11) 規則第14条
 - (イ) 携行する書類（電子媒体であつて、輸送中に利用可能
であるものを含む。）は、各運搬物に関する次の事項に
ついての記載を含むものであること。ただし、本邦内の
みを運搬されるものにあつては、1) から4) までの事
項及び13) の事項における英語の文字について、省略す
ることができる。
 - 1)～9) (略)
 - 10) 核分裂性物質にあつては、次の内容
 - i) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬
に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平
成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科
学技術庁告示」という。)第23条第1号から第6
号のうちのいずれかが適用されているものは当該項
目への言及
 - ii)～iv) (略)
 - (12)・(13) (略)
 - (14) 規則第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) (略)

(15)～(18) (略)

(19) 規則第17条の2第5項関係

(イ) (略)

(ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 道路輸送中において、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。

2) (略)

(ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 規則第14条に定める「書類」を携行すること。

2) 道路輸送中においては、2.(18)(イ)3)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。

3) (略)

(ニ)・(ホ) (略)

(20)～(24) (略)

3.・4. (略)

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
------	-------

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射線障害防止法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) (略)

(15)～(18) (略)

(19) 規則第17条の2第5項関係

(イ) (略)

(ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 道路運送中において、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。

2) (略)

(ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 第14条に定める「書類」を携行すること。

2) 道路運送中においては、2.(18)(イ)3)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。

3) (略)

(ニ)・(ホ) (略)

(20)～(24) (略)

3.・4. (略)

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
------	-------

1. (略)
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（規則第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ）
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（規則第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ）
4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、規則第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（規則第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

(略)

1. (略)
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ）
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ）
4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

(略)

5. ～14. (略)

15. 運搬実施体制

(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、見張人、同行する専門家及びその他の運搬従事者

(2) (略)

(3) 被ばく管理要領 (規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)

(4)～(7) (略)

16. ～19. (略)

20. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等

(略)

○ (1)において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、見張人については人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 規則第17条の2第9項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。

5. ～14. (略)

15. 運搬実施体制

(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、見張人、同行する専門家及びその他の運搬従事者

(2) (略)

(3) 被ばく管理要領 (第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)

(4)～(7) (略)

16. ～19. (略)

20. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等

(略)

○ (1)において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、見張人については人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 第17条の2第9項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。

21. (略)	21. (略)
備考 1. (略) 2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。	備考 1. (略) 2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。
別表第2 (略)	別表第2 (略)
第1号様式 (略)	第1号様式 (略)
第2号様式 (略)	第2号様式 (略)

附則

1. 施行期日

本改正は、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第90号）の施行の日（平成31年9月1日）から施行する。

2. 経過措置

本改正による改正後の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例による。

**放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係
取扱要領について(依命通達)の一部改正について**

平成31年1月
鉄道局安全監理官
自動車局環境政策課

1. 背景

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「RI法」という。)の題名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められたほか、国際原子力機関(IAEA)の勧告に基づき、放射性同位元素に係るテロ対策の充実・強化を図る観点からRI法第25条の5が新設され、許可を受けて放射性同位元素を使用する者等は、特定放射性同位元素(※)を工場又は事業所の外において運搬する場合において、従来の放射線障害の防止に必要な措置に加え、特定放射性同位元素の防護(セキュリティ)のために必要な措置(以下「防護措置等」という。)を講じなければならないこととされた。

国土交通省では、放射性同位元素等車両運搬規則の一部を改正し、特定放射性同位元素の陸上輸送における防護措置等の技術上の基準を定めた。

本取扱要領において今回の防護措置等の技術上の基準に係る解釈・運用を定めるものである。

※:RI法第2条第3項において、「放射性同位元素であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。」とされている。

2. 改正の概要

- 別添1放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領2.(13)関係
運搬に従事する者に対する教育及び訓練の内容に、特定放射性同位元素の防護措置に関する事項を追加する。
- 別添1放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領2.(15)～(27)、別表第1関係
放射性同位元素等車両運搬規則第16条の2に定める特定放射性同位元素の防護措置の解釈・運用を追加する。
また、RI法第18条第2項に基づき国土交通省へ行われる運搬確認申請に添付する運行計画等に特定放射性同位元素の防護措置の概要を記載するよう求める。
- 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領5.(4)関係
放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令(平成17年国土交通省令第60号)第2条に定める国土交通大臣の積載方法承認に関し、その変更届が必要な範囲について、放射性輸送物の輸送容器の設計等に実質的な変更がない場合には変更届でよいものとする見直しを行う。
- その他所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公 布:平成31年2月

施 行:平成31年9月1日

○国土交通省令第九十号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）

第一条 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放射性輸送物 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(見張人)</p> <p>第十五条 放射性輸送物等（施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物、当該放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及び当該放射性輸送物が収納されているコンテナを除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。</p> <p>(特定放射性同位元素の運搬に係る措置等)</p>
改正前	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(見張人)</p> <p>第十五条 放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。</p>

第十六条の二 施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定す

(新設)

- る特定放射性同位元素を含む放射性輸送物を運搬する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 非開放型の車両又はコンテナに積載して運搬する場合には、当該車両又はコンテナを施錠すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のため施錠と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
 - 二 放射性輸送物は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な方法で積載すること。
 - 三 放射性輸送物を運搬する車両については、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じること。
 - 四 放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な連絡体制を整備すること。
 - 五 放射性輸送物の運搬に関する責任者（放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について知識及び経験を有する者に限る。）を配置し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。
 - 六 放射性輸送物の運搬に関する見張人を配置し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。ただし、特定放射性同位元素の防護のため見張人の配置と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
 - 七 放射性輸送物の盗取、放射性輸送物の取扱いに対する妨害行為若しくは放射性輸送物を運搬する車両若しくは特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われたときにおいて、迅速かつ確実に対応できるように適切な計画を作成すること。
 - 八 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知ることがあると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。

2

施行規則第二十四条の二の八第一項の表第二号に規定する特定放射

性同位元素を含む放射性輸送物を運搬する場合には、前項（第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第八号中「詳細な事項は」とあるのは、「詳細な事項（放射性輸送物の運搬経路に関するものに限る。）は」と読み替えるものとする。

（運搬の安全の確認）

第十九条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十六条（同令第十九条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の放射性同位元素等として国土交通省令で定めるものは、B M型輸送物又はB U型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。

（運搬の安全の確認）

第十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十六条の放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として国土交通省令で定めるものは、B M型輸送物又はB U型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。

(放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令の一部改正)

第二条 放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令(平成十七年国土交通省令第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(運搬方法確認の範囲)</p> <p>第二条 法第十八条第二項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める措置は、法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に関する措置とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 一 二 (略)</p> <p>三 運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の十九の二第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>四 主任運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の十九の二第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>五 登録申請者が法第四十一条の十九の二第三号及び法第四十一条の二十において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類</p> <p>六 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(運搬方法確認の範囲)</p> <p>第二条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める措置は、法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に関する措置とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 一 二 (略)</p> <p>三 運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>四 主任運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>五 登録申請者が法第四十一条の二十において準用する法第四十条各号及び法第四十一条第一項第三号のいずれにも該当しない者であることを証する書類</p> <p>六 (略)</p>

(運搬方法確認員等の選任及び変更の届出)

第十四条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の十九の二第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

二 主任運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の十九の二第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

3 (略)

(帳簿)

第十五条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 二 (略)

三 放射性輸送物(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に定める放射性輸送物(同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。))をいう。第十七条第一項第三号において同じ。)の種類及び承認容器の番号

四 一 九 (略)

2 (略)

(運搬方法確認員等の選任及び変更の届出)

第十四条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

二 主任運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

3 (略)

(帳簿)

第十五条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 二 (略)

三 放射性輸送物(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に定める放射性輸送物(同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。))をいう。第十七条第一項第三号において同じ。)の種類及び承認容器の番号

四 一 九 (略)

2 (略)

(裏)

放射性同位元素等の規制に関する法律抜粋
第四十三条の二

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第四十三条の三第一項の規定に

よる立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六・五センチメートル

六・五センチメートル

八・五センチメートル

(裏)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋
第四十三条の二

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第四十三条の三第一項の規定に

よる立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六・五センチメートル

六・五センチメートル

八・五センチメートル

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第三条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>第四十七条 (消火器) 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 (昭和三十五年総理府令第五十六号) 第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物 (L型輸送物を除き、同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。) を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則 (昭和五十二年運輸省令第三十三号) 第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和五十三年総理府令第五十七号) 第三条に規定する核燃料輸送物 (L型輸送物を除く。) 若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則 (昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>2 七〇九 (略)</p>	<p>第四十七条 (消火器) 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 (昭和三十五年総理府令第五十六号) 第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物 (L型輸送物を除き、同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。) を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則 (昭和五十二年運輸省令第三十三号) 第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和五十三年総理府令第五十七号) 第三条に規定する核燃料輸送物 (L型輸送物を除く。) 若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則 (昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>2 七〇九 (略)</p>

(自動車事故報告規則の一部改正)

第四条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第五項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物</p> <p>く～ト (略)</p> <p>六～十五 (略)</p> <p>別記様式(第3条関係)</p> <p>(注)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであつて事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 R1 <u>放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によつて汚染された物</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物</p> <p>く～ト (略)</p> <p>六～十五 (略)</p> <p>別記様式(第3条関係)</p> <p>(注)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであつて事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 R1 <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によつて汚染された物</u></p> <p>6・7 (略)</p>

(航空法施行規則の一部改正)

第五条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

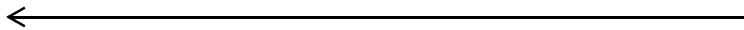


改正後	<p>(輸送禁止の物件) 第九十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。</p>
改正前	<p>(輸送禁止の物件) 第九十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。</p>

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第六条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(物品の持込制限)</p> <p>第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではいならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 放射性物質等(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。)</p> <p>七〇十五 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(物品の持込制限)</p> <p>第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではいならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 放射性物質等(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。)</p> <p>七〇十五 (略)</p>

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第七条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

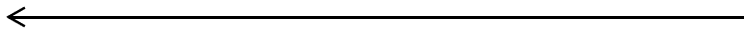


改正後	<p>第八十七条（略） 256（略）</p> <p>7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認若しくは放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十八条第二項の運搬物確認又は航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはへ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による国土交通大臣の確認を受けた場合（告示で定める場合を除く。）は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。</p>
改正前	<p>第八十七条（略） 256（略）</p> <p>7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十八条第二項の運搬物確認又は航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはへ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による国土交通大臣の確認を受けた場合（告示で定める場合を除く。）は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。</p>

(核燃料物質等車両運搬規則の一部改正)

第八条 核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 放射性輸送物 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>二 九 (略)</p>
改正前	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>二 九 (略)</p>

(放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正)

第九条 放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(昭和五十六年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(応急の措置)

第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一〜六 （略）

2 許可届出使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量限度は、同令第二十九条第二項に基づき原子力規制委員会の定める線量とする。

改正前

(応急の措置)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一〜六 （略）

2 許可届出使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量限度は、同令第二十九条第二項に基づき原子力規制委員会の定める線量とする。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第十条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十六年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

放射性同位元素等の規制に関する法律第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

六センチメートル

六センチメートル

八・五センチメートル

番号

放射性同位元素等の規制に関する法律
第43条の2第1項の規定により立入検査
を行う職員の身分証明書

官 職
氏 名

写
真

年 月 日 生
年 月 日 発 行
年 月 日 限 有 効

国土交通大臣 印

改正前

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

六センチメートル

六センチメートル

八・五センチメートル

番号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2第1項の規定により立入検査
を行う職員の身分証明書

官 職
氏 名

写
真

年 月 日 生
年 月 日 発 行
年 月 日 限 有 効

国土交通大臣 印

(裏)

<p>放射性同位元素等の規制に関する法律抜粋 (立入検査) 第四十三條の二 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第十八條第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條第一項及び第二項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八條第六項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む)、届出版売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を取去させることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び取去のほか、第三十條の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を取去させることができる。</p>	<p>3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>十四 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第五十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>十八 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)又は第二項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---	--

(裏)

<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋 (立入検査) 第四十三條の二 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第十八條第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條第一項及び第三項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八條第六項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む)、届出版売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を取去させることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び取去のほか、第三十條の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を取去させることができる。</p>	<p>3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>十二 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第五十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>十五 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)又は第二項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---	--

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第五条及び第六条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第三条及び第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第五条及び第六条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則の一部改正)

第十二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則(平成三十年国土交通省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律第三十一条の二に規定する 国土交通大臣への報告に関する規則</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律第三十一条の二の規定により、 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届 出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素又は放射性汚染物 （以下「放射性同位元素等」という。）の運搬において、次のいずれか に該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p>
改正前	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一 条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の 二の規定により、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、 届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素 又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬におい て、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそ れに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

(放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例による。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第四条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。